

[事案 2023-373] 入院給付金支払請求

・令和6年10月2日 裁定終了

<事案の概要>

責任開始期前発病を理由に入院給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年6月下旬に左上智歯う蝕の傷病名で日帰り入院し、同日、抜歯手術（臼歯）を行ったため、同月上旬に代理店を通じて契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、責任開始期前発病であるとして給付金が支払われず、告知義務違反により契約が解除された。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 加入時、募集人に過去に親知らずを治療していることや、これから違う箇所の親知らずを治療することを申告し、給付対象になるか確認したところ、「日帰り入院扱いになるのであれば給付金の対象となる」と回答があったため加入した。もし対象外と伝えられれば加入するつもりはなかった。
- (2) 令和4年9月の受診時に、4本の親知らずが生えているものの、治療が必要な歯は2箇所という説明を受け、今回の治療箇所は治療が不要な箇所だった。医師から親知らずの歯を利用した治療ができるので今後のために残しておいた方がいいと言われたが、給付金をもらえると信じて治療した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 診断書および調査結果から、責任開始期以前の発病と判断した。
- (2) 申立人は、令和4年12月の健康診断で、脂質が「要治療」であったにもかかわらず告知しなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。